

産業競争力会議（第1回）

議事次第

日時：平成25年1月23日
8:30～9:30
場所：官邸4階大会議室

1. 開会
2. 会議の運営について
3. 成長戦略の具現化と推進について
4. 閉会

配布資料：

- | | |
|-------|----------------|
| 資料1 | 産業競争力会議の開催について |
| 資料2 | 産業競争力会議議員名簿 |
| 資料3 | 産業競争力会議運営要領（案） |
| 資料4 | 経済再生担当大臣提出資料 |
| 資料5 | 経済産業大臣提出資料 |
| 資料6-1 | 岡議員提出資料 |
| 資料6-2 | 榊原議員提出資料 |
| 資料6-3 | 坂根議員提出資料 |
| 資料6-4 | 佐藤議員提出資料 |
| 資料6-5 | 竹中議員提出資料 |
| 資料6-6 | 新浪議員提出資料 |
| 資料6-7 | 橋本議員提出資料 |
| 資料6-8 | 長谷川議員提出資料 |
| 資料6-9 | 三木谷議員提出資料 |

産業競争力会議の開催について

〔平成25年1月8日〕
日本経済再生本部決定

1. 日本経済再生本部の下、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具現化と推進について調査審議するため、産業競争力会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣総理大臣

議長代理 副総理

副 議 長 経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
内閣官房長官、経済産業大臣

構 成 員 内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに産業競争力の強化及び国際展開戦略に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

3. 会議の庶務は、経済産業省等関係行政機関の協力を得て、日本経済再生総合事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

産業競争力会議 議員名簿 (平成 25 年 1 月 23 日現在)

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	甘利 明	経済再生担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	茂木 敏充	経済産業大臣
議員	山本 一太	内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)
同	稲田 朋美	内閣府特命担当大臣 (規制改革)
同	秋山 咲恵	株式会社サキョーポレーション代表取締役社長
同	岡 素之	住友商事株式会社 相談役
同	榊原 定征	東レ株式会社代表取締役 取締役会長
同	坂根 正弘	コマツ取締役会長
同	佐藤 康博	株式会社みずほフィナンシャルグループ 取締役社長 グループ CEO
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	新浪 剛史	株式会社ロソン代表取締役社長 CEO
同	橋本 和仁	東京大学大学院工学系研究科教授
同	長谷川閑史	武田薬品工業株式会社代表取締役社長
同	三木谷浩史	楽天株式会社代表取締役会長兼社長

産業競争力会議運営要領（案）

平成 25 年 1 月 23 日
産 業 競 争 力 会 議

（会議の運営）

第 1 条 産業競争力会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第 2 条 会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集すべき日時が決まり次第、議長が適当と認める方法により、遅滞なく、公表する。

（構成員の出欠等）

第 3 条 会議を欠席する構成員は、代理人を会議に出席させ、又は他の構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 会議を欠席する構成員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、会議の開催場所とは別の場所にいる構成員に対し、情報通信機器を活用して会議に出席させることができる。

（議事）

第 4 条 会議は、議長が出席し、かつ、構成員の過半数が出席しなければ、議決することはできない。

2 議事を決するに当たり、議長は出席する構成員全員の同意を得るよう努めなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、出席する構成員全員の同意を得られない場合には、議長が会議の議論を踏まえた上で、議事を決する。

（緊急時の特例）

第 5 条 議長は、会議を招集した場合において、構成員の過半数が出席することが困難であり、かつ、緊急に会議の審議及び議決を経ることが、会議の目的達成のために必要と認めるときには、前条第 1 項の規定にかかわらず、会議を招集し、会議は審議及び議決を行うことができる。

2 前項の規定により審議及び議決された事項については、議長が次に開かれる会議において、当該審議及び議決を報告するものとする。

(審議の内容等の公表)

第6条 議長又は経済再生担当大臣は、会議における審議の内容等を、会議終了後、遅滞なく、適当と認める方法により、公表する。

(議事要旨)

第7条 議長又は経済再生担当大臣は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要旨を作成し、これを公表する。

(議事録)

第8条 議長又は経済再生担当大臣は、当該会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録の公表が、我が国の利益に重大な支障を及ぼす恐れがある場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

(雑則)

第9条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。

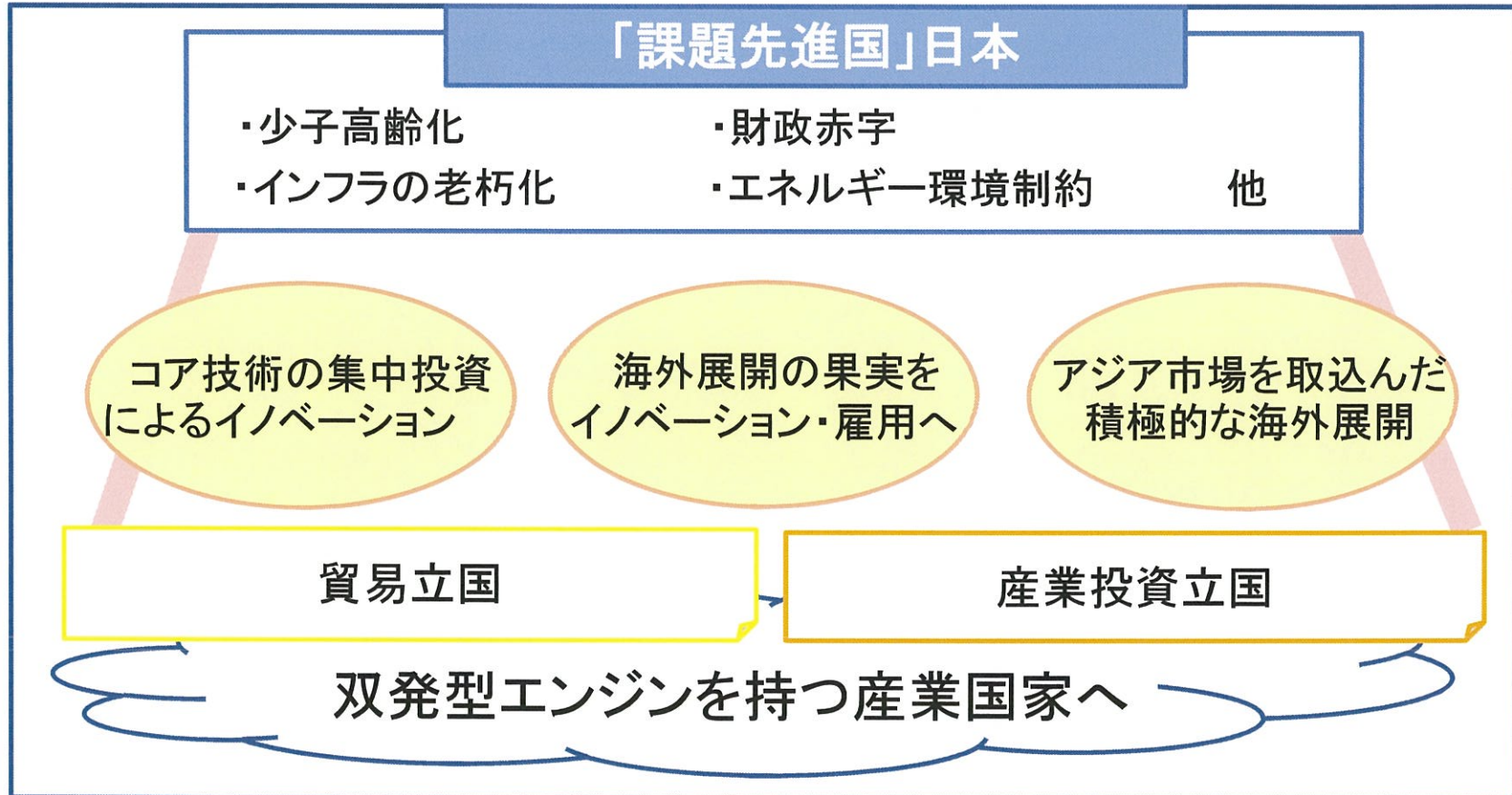
新たな成長戦略について

平成25年1月23日

経済再生担当大臣 甘利 明

はじめに ～「双発型エンジン」を持つ産業国家へ～

「縮小均衡の分配政策」から「成長による富の創出」へとかじを切り、「貿易立国」と「産業投資立国」との「双発型エンジン」の産業国家へ



世界が直面する課題解決による海外市場獲得

新ターゲットイングポリシー（戦略市場創造プラン）

社会のあるべき姿（2030年頃を目途）を設定し、到達に必要な対策を洗い出し、各々の対策に真正面から取り組む

戦略市場創造プランのポイント

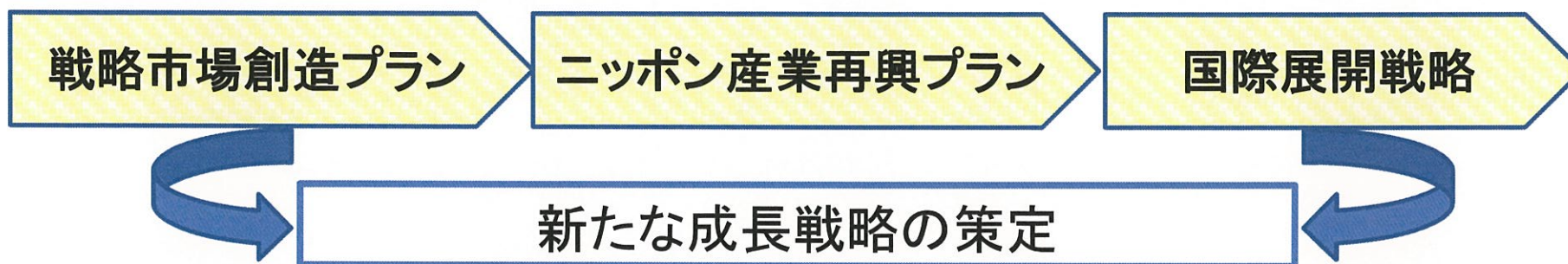
- ① 将来あるべき姿を「**戦略目標**」として設定
 - 国民の「健康寿命」の延伸
 - グリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現
 - 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築
 - 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ
- ② 戦略目標に到達するための「**道筋**」の見極め
- ③ 必要な「**解決手段/技術**」及び課題解決に資する「**産業や市場**」を特定
- ④ 産業や市場を新たに創造するための研究開発投資から規制改革に至る「**一気通貫の施策**」を集中投入、「**ロードマップ**」として提示
- ⑤ 戦略目標を具現化する、目標管理指標の設定による政策効果の分析、「**徹底したフォローアップ**」体制の構築

ニッポン産業再興プラン、国際展開戦略

○ニッポン産業再興プランの策定により、産業競争力を抜本的に高め、

- ① 世界で一番企業が活動しやすい国(立地競争力強化)
- ② 個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国を目指す

○次元の違う国際展開戦略を構築し、産業も人材も海外に次々に展開し、産業投資立国の実現や貿易立国の再現



→戦略分野の市場創造の起爆剤としての**国際先端テストの実施**

→関係会議等(総合科学技術会議等)との**有機的な協力・連携**

→戦略の取りまとめを待たない、**取り組みの順次実施**

立地競争力悪化による危機の現状

平成25年1月23日

経済産業大臣 茂木敏充

根こそぎ空洞化のおそれ

【従来の海外移転】

- ①現地市場向け加工組立工場の進出(低い賃金の活用)
- ②他方で、装置産業・技術のブラックボックス重視の素材型産業は国内生産中心



【現在起きている海外移転】

個別の企業では対応不能な為替の
急激な変動リスク

エネルギー制約 等

①日本市場向け加工組立工場の移転

(例:小型自動車生産のタイへの移転)

②素材型産業の移転

(例:多結晶シリコン(太陽電池や半導体の
素材)生産や鉄鋼下工程のアジア進出)

③部品の海外調達シフト

(例:九州の某自動車工場での輸入部品比
率:10%→40%)

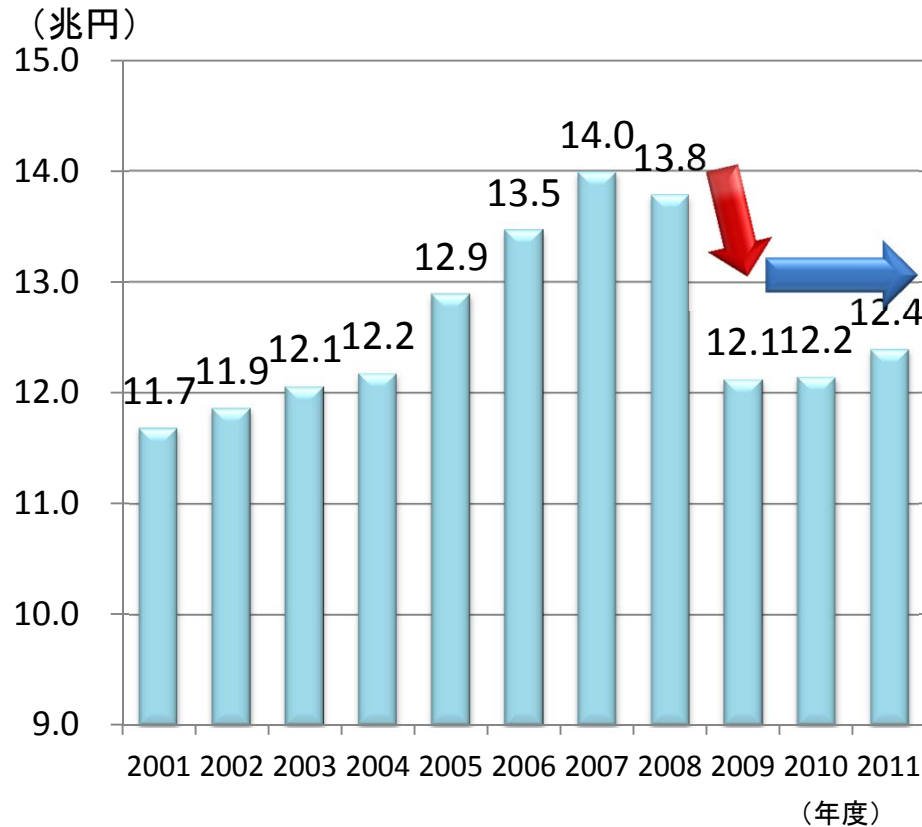


状況が多少改善しても、容易に国内に戻ってこないおそれ。

企業の研究開発投資の現状

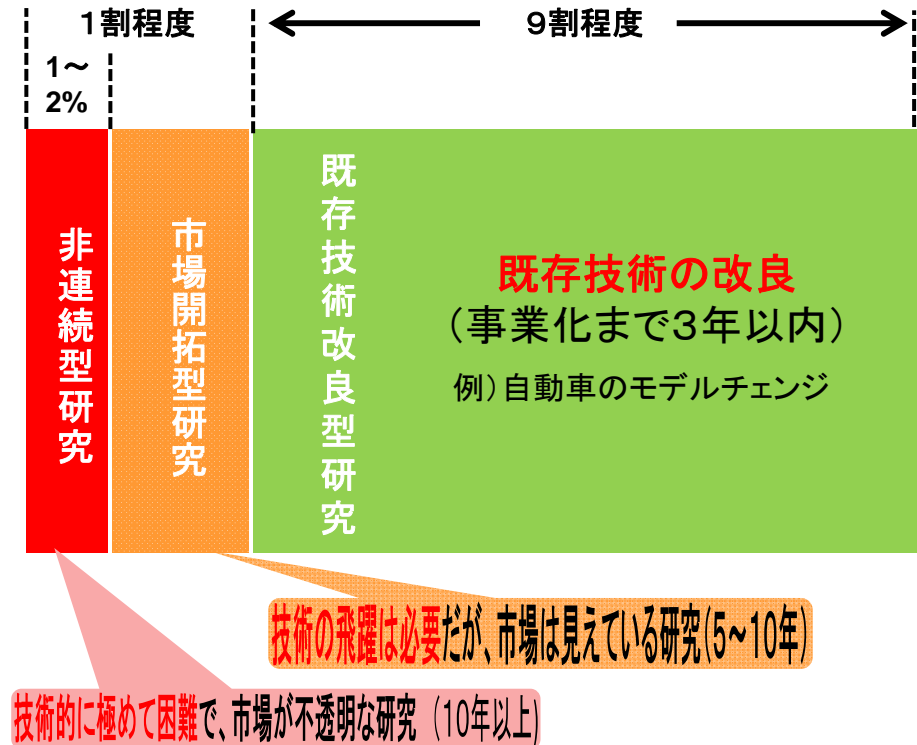
- リーマンショック、震災を経て、**日本企業の研究開発投資は急減**
- 企業の研究開発の9割は既存技術の改良であり、**企業の研究開発は短期化**。画期的な新製品開発に向けたイノベーションが枯渇する恐れ

国内に投下した企業の研究費



出典: 総務省 [科学技術研究調査] より経済産業省が作成

企業の研究開発の内訳



※研究開発投資の多い企業約50社からヒアリング結果から推定

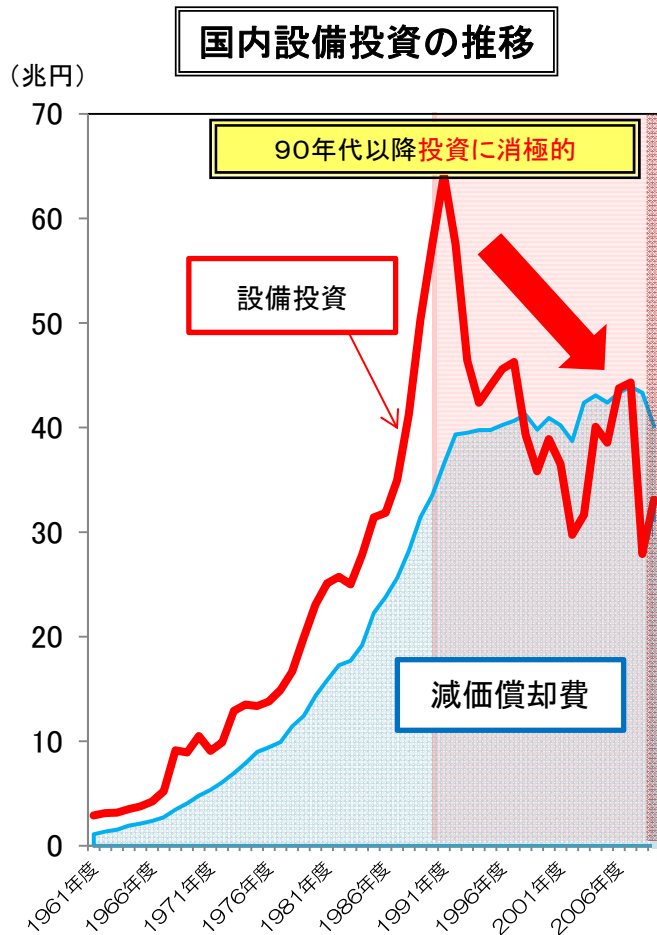
先端設備投資の過小による競争力低下と賃金デフレ

設備投資の抑制

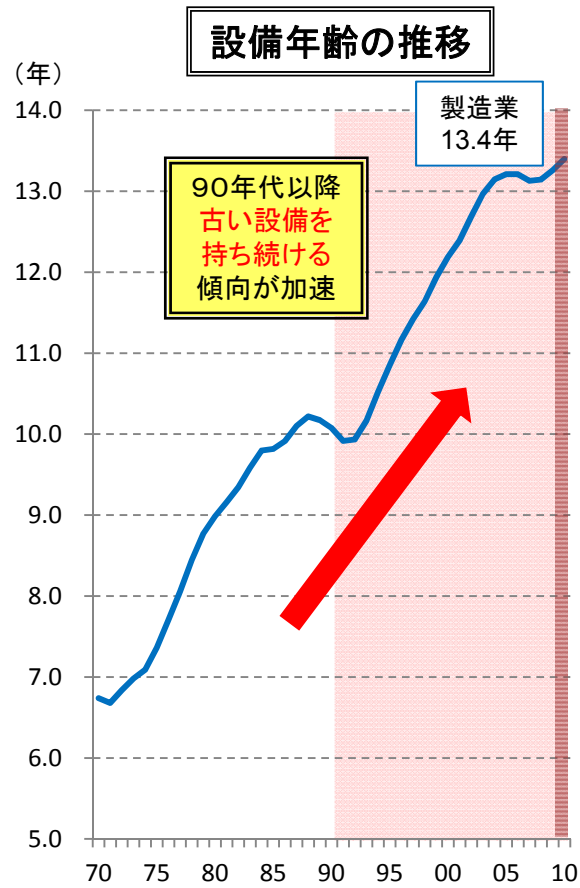
設備年齢の上昇

生産性の伸び悩み

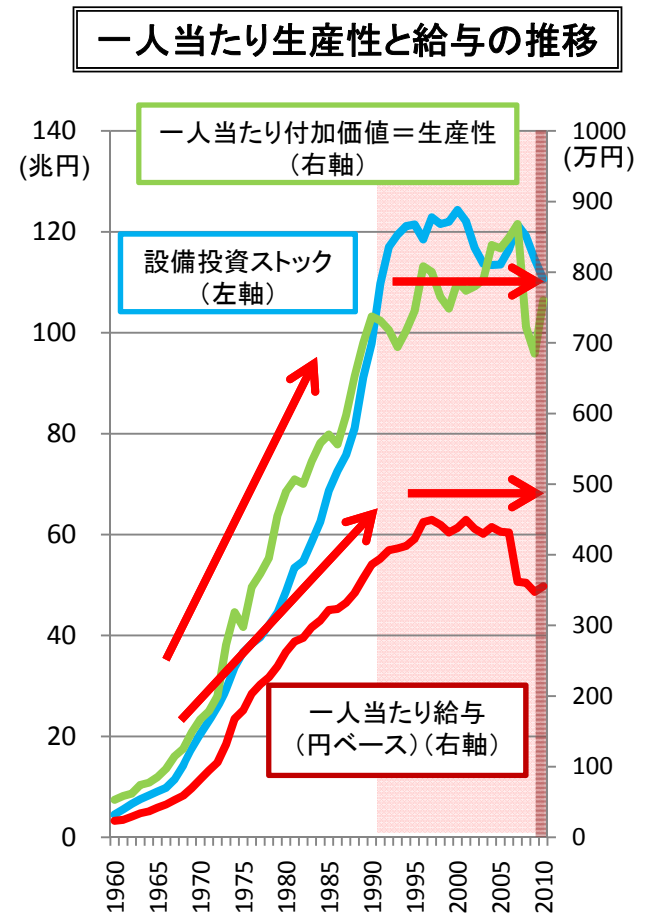
一人あたり給与の低下



(出所)財務省「法人企業統計」より経済産業省が作成



(出所)内閣府「民間企業資本ストック」、「国富調査」より経済産業省が作成



(出所)財務省「法人企業統計」より経済産業省が作成

緊急経済対策における主な国内投資活性化策

○設備投資、給与、研究開発投資に関する優遇税制
(設備投資、給与、研究開発投資を増加させる企業に対する税制面の支援)

○1兆円を超える民間設備投資の促進
(企業の競争力や省エネに資する最新の設備投資補助(2000億円))

○次世代自動車の充電インフラ10万カ所の整備

○ベンチャー1万社の創出支援
(ベンチャー支援人材育成、リスクマネー供給の強化)

○全国1万社の試作品開発支援